



12月は「オール東京滞納STOP強化月間」です

税・保険料などは納期限内の納付を



区では、夜間の電話催告、財産の差し押さえや搜索などを実施し、滞納の解消に積極的に取り組んでいます。さらなる安定した税収や公平性の確保をめざし、12月は東京都と連携して収納対策を集中的に実施します。

【担当課】 収納対策課

早めのご相談を

税や保険料などを納期限内に納付することが困難な方や、納付できずに滞納となった方は、早めにご相談ください。事情をお伺いし、今後の納付計画についてのご相談をお受けします。

平日の日に相談に来られない方は、毎週水曜日午後7時30分までの夜間延長窓口や、毎月第4日曜日の日曜開庁日(午前9時～正午。平成29年1月は第5日曜日)、または下記の休日納付相談をご利用ください。

休日納付相談

【日時】 12月4日(日)午前9時～午後4時30分

【会場】 葛飾区役所(立石5-13-1)

【相談対象】 特別区民税・都民税、軽自動車税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育園保育料、公立学童保育クラブ使用料

滞納していると

文書や電話により督促・催告をします。それでも滞納が続く場合、区は法律に基づき滞納している方の財産を調査し、差し押さえなどの処分を行います。必要に応じて自宅への財産の搜索や勤務先への給与照会なども行います。

区は、平成27年度に滞納処分として、差し押さえを1,614件、差し押さえ財産の換価を1,914件、公売を8件、搜索を3件行いました。

また、特別区民税・都民税を滞納していると、延滞金が掛かります。国民健康保険料や介護保険料などの滞納でも差し押さえなどの処分を受ける場合があります。

口座振替の手続きには「口座振替受付サービス」をご利用ください

区役所や区民事務所の窓口で口座名義人ご本人がキャッシュカードをお持ちになると、専用端末への暗証番号入力ですぐに口座振替の手続きができます。印鑑は不要で、口座振替依頼書よりも早く口座振替を開始できます。



【利用できる税・保険料など】

特別区民税・都民税(普通徴収)、国民健康保険料(普通徴収)、介護保険料(普通徴収)、後期高齢者医療保険料(普通徴収)、保育園保育料、公立学童保育クラブ使用料

対象金融機関など、詳しくは区ホームページをご覧ください。収納対策課(☎5654-8183)へお問い合わせください。

問い合わせ

- ▶ 特別区民税・都民税、軽自動車税
税務課(区役所3階321番) ☎5654-8280
- ▶ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料
国保年金課(区役所3階315番) ☎5654-8213
- ▶ 介護保険料
介護保険課(区役所2階201番) ☎5654-8249
- ▶ 保育園保育料、公立学童保育クラブ使用料
子育て支援課(区役所4階401番) ☎5654-8279
- ▶ 滞納処分案件など
収納対策課(区役所3階307番) ☎5654-8174

介護が必要になった方へ 介護保険サービスをご利用ください

介護保険サービスをご利用ください

介護保険は、介護への不安を解消し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者の皆さんを社会全体で支え合う制度です。介護保険サービスを利用するには、区に申請をして「介護が必要である」と認定されることが必要です。

【担当課】 介護保険課

介護保険サービスを利用するには

【サービスを利用できる方】 次のいずれかに該当する方

- ▷ 65歳以上で、寝たきりや認知症などにより常時介護を必要とする状態(要介護状態)や、家事や身支度などの日常生活に支援が必要な状態(要支援状態)となった方
- ▷ 40～64歳で、初老期における認知症や脳血管疾患などの加齢が原因とされる病気(特定疾病)により、要介護状態や要支援状態となった方

①相談する

介護が必要になったときには、区内14カ所の高齢者総合相談センター(右下表参照)または介護保険課(区役所2階201番)へご相談ください。

②申請する

【申請に必要な物】
 ▷ 申請書
申請窓口で配布する他、区ホームページからも取り出せます。
 ▷ 介護保険被保険者証
40～64歳の方は、健康保険の被保険者証が必要です。
 【申請窓口】
 福祉総合窓口(区役所2階201番)、健康づくり課(青戸4-15-14健康プラザかつしか内)、保健センター(11面上欄参照)

③認定を受ける

訪問調査・主治医意見書

対象の方の心身の状態や生活の様子などを伺うため、調査員がご自宅などを訪問します。また、区から主治医に意見書の作成を依頼します。

介護認定審査会

訪問調査結果や主治医意見書を基に、保健・医療・福祉の専門家が審査・判定を行います。これにより、要支援1・2か要介護1～5の7段階、または非該当に要介護度が認定されます。

認定通知

認定結果通知書を区から送付します。なお、非該当と認定された方には、別途、介護予防のための高齢者福祉サービスのご案内をしています。

④ケアプランを作成する

介護保険サービスを利用するには、「どのような介護サービス」「どれだけ利用するか」を決める、ケアプランの作成が必要です。ケアプランは、介護の知識を広く持った専門家である、ケアマネジャーに作成を依頼します。ケアプランの作成に当たっては、認定結果通知書に同封されている「区内指定居宅介護支援事業者等の一覧」から居宅介護支援事業者などを選択の上、依頼してください。

⑤サービスを利用する

ケアプランに基づいて、サービスを提供する事業者と契約を行い、利用を開始します。要介護度に応じて、利用できるサービスや利用限度額などが異なります。
 ※要介護認定には有効期間があります。有効期間終了後も引き続き介護保険サービスを利用するためには、期間が終了する前に更新の申請が必要です。

介護保険に関する相談窓口

介護保険課(区役所2階201番)

- ▷ 介護保険制度全般、保険給付に関すること
管理係 ☎5654-8246
- ▷ 要介護認定の申請や調査に関すること
調査係 ☎5654-8248
- ▷ 要介護認定の結果に関すること
審査係 ☎5654-8247
- ▷ サービス事業者の指導・育成に関すること
事業者係 ☎5654-8251
- ▷ 介護保険料や被保険者証に関すること
資格収納係 ☎5654-8249

高齢者総合相談センター

高齢者総合相談センター	所在地	電話番号
水元	水元1-26-20	3826-2419
※水元出張相談窓口	南水元1-20-8 いづつか集い交流館内	
新宿	新宿2-16-4	3826-8726
金町	東金町1-36-1-108	3826-5031
高砂	高砂3-27-12	5889-8600
柴又	柴又1-47-7-102	5876-9531
青戸	青戸3-13-19	5629-5719
亀有	亀有4-31-18-105	6240-7630
堀切	堀切2-66-17	3697-7815
お花茶屋	白鳥1-12-20-1F	5671-2471
東四つ木	東四つ木2-27-1	5698-2204
立石	立石6-19-10-1F	6657-6140
奥戸	奥戸3-25-1	5670-5212
新小岩	新小岩1-49-10-1F	5879-9328

【相談時間】

月～金曜日/午前9時～午後7時
 土曜日/午前9時～午後5時30分
 日曜日、祝日、年末年始は休館。
 ※水元出張相談窓口の相談時間は、火・木曜日(祝日を除く)の午後1時30分～4時です。